

チェックシートD
(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設)

①処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第3号の2イ）

	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³

②溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。（規則第12条の7第13項第4号）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果及び当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度	

③排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。（規則第12条の7第13項第5号）

当該測定に係る排ガスを採取した位置	
当該測定に係る排ガスを採取した年月日	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

④溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。（規則第12条の7第13項第11号ハ）

当該測定に係る排ガスを採取した位置	
当該測定に係る排ガスを採取した年月日	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑤溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。（規則第12条の7第13項第6号）

当該測定に係る資料を採取した位置	
当該測定に係る資料を採取した年月日	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑥排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日（規則第12条の7第13項第8号）

⑦溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、集じん器にたい積した粉じんを除去すること。（規則第12条の7第13項第11号ニ）